

16

FAOを通じた持続可能な食料システムの普及・促進事業

【令和7年度予算概算決定額 3（3）百万円】

＜対策のポイント＞

世界農業遺産（GIAHS）認定地域において、イノベーションも含む様々な手法も活用して持続可能な農林水産業システムの保全と認定地域の活性化や発展を図っている優良事例を収集・分析するとともに、これら成果を広く周知・啓発し、その内容を「保全計画」に適切な形で反映させることによって、GIAHS認定地域の増加や同計画の円滑な実施を促進し、世界の持続可能な農林水産業の促進や食料安全保障の確保、貧困撲滅に貢献します。

＜事業目標＞

- 世界及び日本のGIAHS認定地域の増加
- GIAHS認定地域での取組を踏まえた持続可能な農林水産業の促進と農村地域の活性化や発展

＜事業の内容＞

1. GIAHS認定地域における優良事例の収集及び分析
- イノベーションも含む様々な手法も活用して持続可能な農林水産業システムの保全と地域の活性化や発展を図っている優良事例を収集し、科学的な分析を行う。
2. 持続可能な食料システムの周知、啓発及び普及
- 上記1の成果や、持続可能な食料システムの参考事例としての具体的な取組をFAOや当省のホームページ等で周知・啓発する。
 - 上記1で得られた知見を開発途上国を対象に、ワークショップ等を通じて新規申請又は既存認定地域の「保全計画」に反映させ、その円滑な実施を支援する。

＜事業イメージ＞

- | 調査分析 | 周知・啓発・普及活動 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">イノベーションも含む様々な手法を活用した優良事例の収集、科学的な分析 | <ul style="list-style-type: none">調査分析の成果や具体的な取組の発信GIAHS認定地域で策定される「保全計画」への得られた知見の反映 |

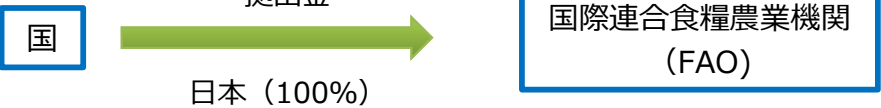
GIAHS認定地域の増加、「保全計画」の円滑な実施促進

持続可能な農林水産業の促進

世界農業遺産（GIAHS : Globally Important Agricultural Heritage Systems）とは..世界的に重要かつ伝統的な農林水産業システムをFAOが認定する取組（2002年～）。



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）農村振興局 鳥獣対策・農村環境課（03-6744-0250）

17 途上国における農業分野の気候変動緩和等支援事業

【令和7年度予算概算決定額 20（21）百万円】

<対策のポイント>

途上国における生産性と気候変動の緩和を両立する取組やメタン等の温室効果ガスの測定・報告・検証（MRV）に係る支援を実施します。

<政策目標>

○「みどりの食料システム戦略」を通じて培った技術・経験を活かし、アジアモンスーン地域における持続可能な食料システムへの移行に貢献するとともに、パリ協定やグローバル・メタン・プレッジ（GMP）の目標達成に貢献します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

事業の内容

○ パリ協定においては、世界全体の温度上昇を2℃より十分低い水準に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標に、途上国も含めたすべての国に対して、温室効果ガスの削減目標（NDC*）を策定・実施するとともに、定期的に国内の温室効果ガスの排出量等の報告を行うことを求めています。

○ 2021年には、米国及びEUの主導により、世界全体としてのメタン排出量を2030年までに2020年比で30%削減することを目標とする「グローバル・メタン・プレッジ（GMP）」が立ち上げられました（2024年12月現在、160の国と地域が参加）。

○ 本事業においては、FAOと協力しつつ、生産性と気候変動の緩和を両立する取組やメタン等の温室効果ガスの測定・報告・検証（MRV**）に係る支援を通じ、アジアモンスーン地域における持続可能な食料システムへの移行に貢献するとともに、パリ協定やGMPの目標達成に貢献します。

*NDC：パリ協定の下で、すべての締約国に対して自ら策定・提出することが求められている温室効果ガスの削減目標。

**MRV：温室効果ガスの吸排出量を定量化し報告・検証すること。パリ協定の下での温室効果ガスの排出量の報告義務の履行や炭素クレジットの活用等の基礎となる。

・FAOと協力しつつ、以下の取組等を実施：

①気候変動緩和技術やMRVに係るセミナー・研修プログラム

②農業分野の気候行動の気運醸成に向けたハイレベルイベント

③NDCやMRV等に係る現状分析

④レポートの作成やe-ラーニング等を通じた普及の推進

（農業分野の緩和技術の例）



IoTを活用した水管理



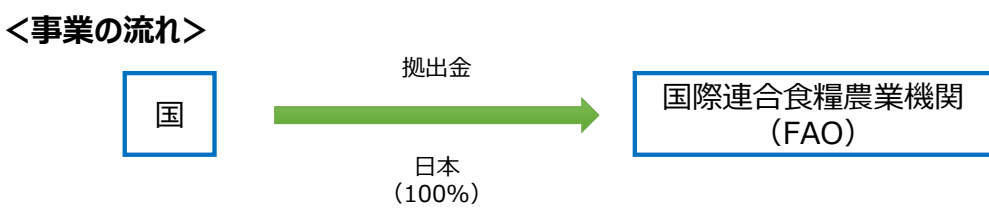
肉用牛の呼吸試験

（COP29における当省主催イベント）



途上国の持続可能な食料システムへの転換に貢献

パリ協定・GMPの目標達成に貢献



【お問い合わせ先】

(1) 輸出・国際局新興地域グループ	(03-3502-5913)
(2) 大臣官房環境バイオマス政策課	(03-3502-5303)

18 グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献する技術開発

【令和7年度予算概算決定額 118（115）百万円】

<対策のポイント>

グローバルサウスの農業・食料システムが直面する重要な課題について、国際農業研究機関と我が国の研究機関、大学、企業が一体となって技術開発を推進し、本地域の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献します。

<事業目標>

- 食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に向けた実用的な栽培体系を4件以上、主要作物系統を12件以上提案〔令和10年度まで〕

<事業の全体像>

グローバルサウスの農業・食料システムが直面する課題と必要な取組

窒素肥料の価格高騰と環境負荷の軽減

- 課題 ○ 窒素肥料の価格高騰と政府負担の増大
○ 窒素肥料に由来する温室効果ガスの排出
○ 農地から流出する窒素による水質汚染

➡ 窒素の利用効率を大幅に向上させる
革新的技術の開発と社会実装



アフリカの地域作物の食料生産と栄養価の向上

- 課題 ○ 気候変動による不良環境地の拡大
○ 食習慣からもたらされる栄養不良

➡ 気候変動に強靱な作物品種の開発や、
地域の食文化や作物を活用した栄養改善等の取組



水田からの温室効果ガスの排出削減

- 課題 ○ 水田からの大量のメタンガスの排出
○ 小規模農家による経済負担が大きい
新規技術の導入が困難

➡ 生産性が高く、温室効果ガス排出が
少ない栽培体系の提案



国際農業研究機関が有する①作物生産体系の構築や育種に活用可能な知見や育種素材、②グローバルサウス各国政府や普及機関とのネットワークや現地の研究拠点を活用した技術開発を推進



○ 国際農業研究機関が有するネットワークを活用した技術情報の共有や社会実装に向けた取組を通じ、グローバルサウス各国での技術利用が促進
○ TICADやCOP等の国際会議の場を活用した、国際農業研究機関と我が国の研究機関、大学、企業が一体となり進める情報発信の活性化

期待される効果

- グローバルサウス各国での食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献
- 日本企業の進出の活性化



18－1 ASEAN諸国の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立

【令和7年度予算概算決定額 43（40）百万円】

<対策のポイント>

地域の農業技術に各種先進技術を組み合わせたGHGゼロエミッションに向けた作物栽培体系を検討・実証するとともに、その効果を分析し、展開戦略を提案することで、ASEAN諸国の食料安全保障と農業のGHGゼロエミッション化の両立に貢献します。

<事業目標>

- ASEAN諸国の食料安全保障と農業のGHGゼロエミッション化の両立に向けた実用的な作物栽培体系を2件以上提案〔令和10年度まで〕

<事業の内容>

1. 温室効果ガス（GHG）排出を抑えた強じん生産性の高い作物栽培体系の提案・実証

- 地域の特性に適した農業技術に各種先進技術を組み合わせ、GHGゼロエミッションに向けた作物栽培体系を提案し、ASEAN各国等と連携してその効果を実証します。

2. ゼロエミッションに向けた作物栽培体系の導入効果の分析と展開戦略の提案

- 栽培体系の導入による環境負荷軽減や経済性に対する影響を分析・評価し、ASEAN各国に対してGHGゼロエミッションに向けた作物栽培体系を導入するための展開戦略を提案します。

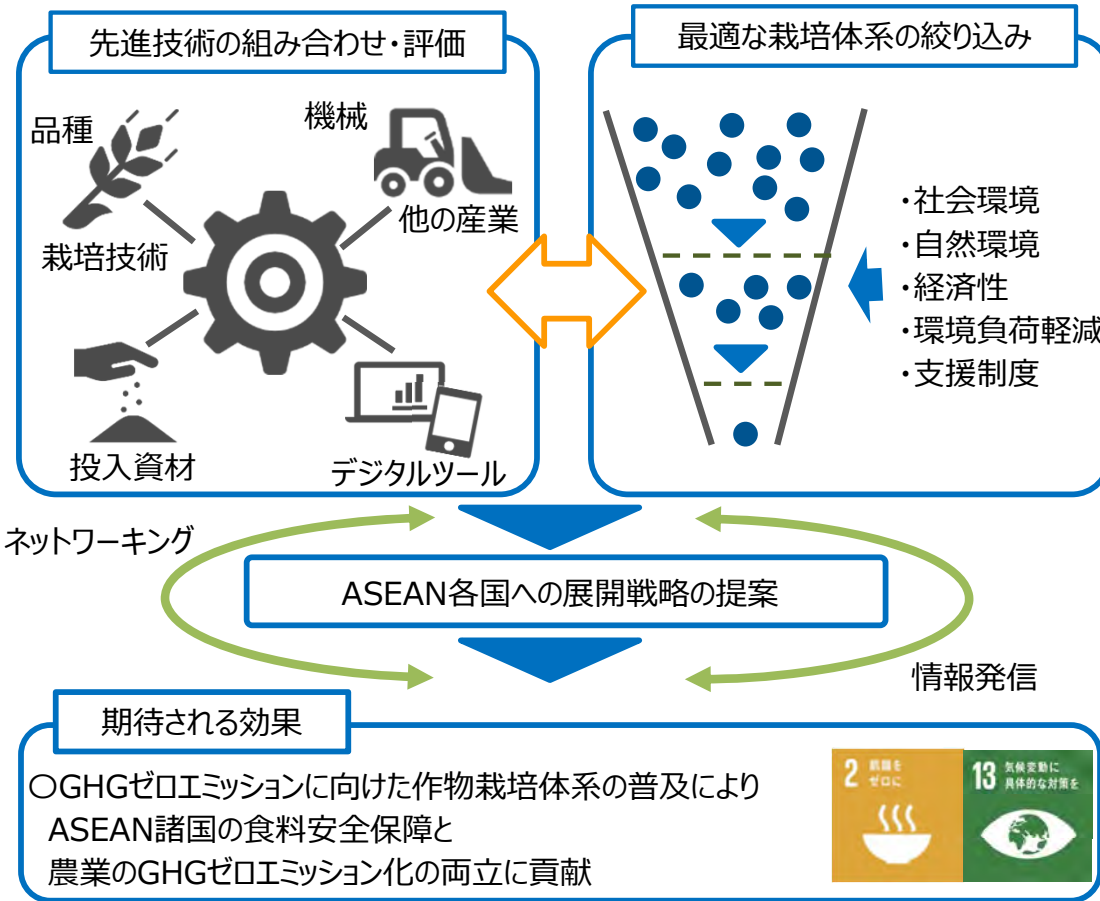
3. ASEAN諸国の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に向けた取組についての情報発信

- CGIARが有するASEAN事務局及び各国政府とのネットワーク等や国際会議の機会を活用し、本取組や日本の研究機関・民間企業との連携等についての情報を発信します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）農林水産技術会議事務局国際研究官室（03-3502-7466）

18－2 窒素肥料の効率的利用による環境負荷軽減に向けた国際研究プログラム

【令和7年度予算概算決定額 39（37）百万円】

<対策のポイント>

我が国が世界の研究をリードする**BNI技術を活用した作物の開発や栽培体系の確立を推進**し、国際農業研究機関と我が国の研究機関が一体となって、**窒素肥料の利用の効率化や環境負荷の軽減**を推進します。

<事業目標>

- 土壌特性の異なる地域向けの新たなBNI強化コムギを5系統以上作出〔令和10年度まで〕
- GHG排出を3割削減する放牧管理システム1件及び炭素クレジット獲得のためのプロトコル1件の開発〔令和9年度まで〕



<事業の内容>

1. 我が国が世界をリードする生物学的硝化抑制（BNI）の研究分野において、
グローバルサウスの各国に適応したBNI強化作物の開発や、同作物を活用した栽培体系の確立を通じて、同地域の**窒素肥料施肥量や環境負荷の軽減**に向けての取組を推進します。
2. TICAD 9（日本）やCOP30（ブラジル）等の国際会議の場を活用し、**国際農業研究機関と我が国の研究機関が一体となった取組を情報発信**します。

<事業イメージ>



新たなBNI強化コムギ

BNI牧草を活用した放牧管理システム

我が国の研究機関と一体になった取組の情報発信

<事業の流れ>



期待される効果

- 国際連携により、多様なBNI強化作物の開発・活用を促進
- 窒素肥料の利用効率化と環境負荷の軽減
- 世界の農業の持続的な生産性向上への貢献

【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）農林水産技術会議事務局国際研究官室（03-3502-7466）

18－3 アフリカの食料安全保障と栄養の改善に向けた国際研究プログラム

【令和7年度予算概算決定額 36（37）百万円】

<対策のポイント>

G7広島サミットでの世界の食料安全保障に関する議論等を踏まえ、次回以降のアフリカ開発会議（TICAD）等を見据え、気候変動への対応や栄養供給の向上に資する作物品種の開発や栽培体系を構築し、アフリカの食料安全保障と栄養の改善に向けての取組を推進します。

<事業目標>

- 耐塩性、耐干性に優れたイネ2品種の開発 [令和8年度まで]
- 在来品種より栄養価の高いyamイモ系統を2つ以上、ササゲ系統を3つ以上開発し、作物ごとに高収量となる栽培体系を構築 [令和7年度まで]

<事業の内容>

1. 国際農業研究機関が保有する多様な遺伝資源や現地の実証圃場を活用し、気候変動によって拡大を続けるアフリカの不良環境地にも適応した作物品種の開発や、アフリカの食文化と地域作物を活用した、より栄養価の高い作物系統の開発を、各国のパートナーと連携して推進します。
2. 各国政府とのネットワークやTICAD 9（日本）等の国際会議の場を活用し、国際農業研究機関と我が国の研究機関が一体となった取組を情報発信します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○耐塩性・耐干性
イネ品種の開発



○高栄養yamイモ・ササゲ系統の開発



我が国の研究機関と一体となった取組の情報発信

期待される効果

- アフリカの食料安全保障と栄養の改善
- 次回以降のアフリカ開発会議（TICAD）に貢献



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）農林水産技術会議事務局国際研究官室（03-3502-7466）

19－1 国際熱帯木材機関本部事務局設置経費

【令和7年度予算概算決定額 22（22）百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援**します。

<事業目標>

国際熱帯木材機関本部事務局設置に係る経費を拠出することにより、円滑な事務局運営に貢献します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

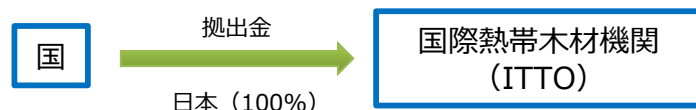
1. 背景・課題

- ① 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「**国際熱帯木材協定**」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として**設立された国際機関**です。**本部は、横浜市**に所在します。
- ② 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、持続可能な熱帯林経営の促進に向けてITTOが果たす役割は極めて重要です。

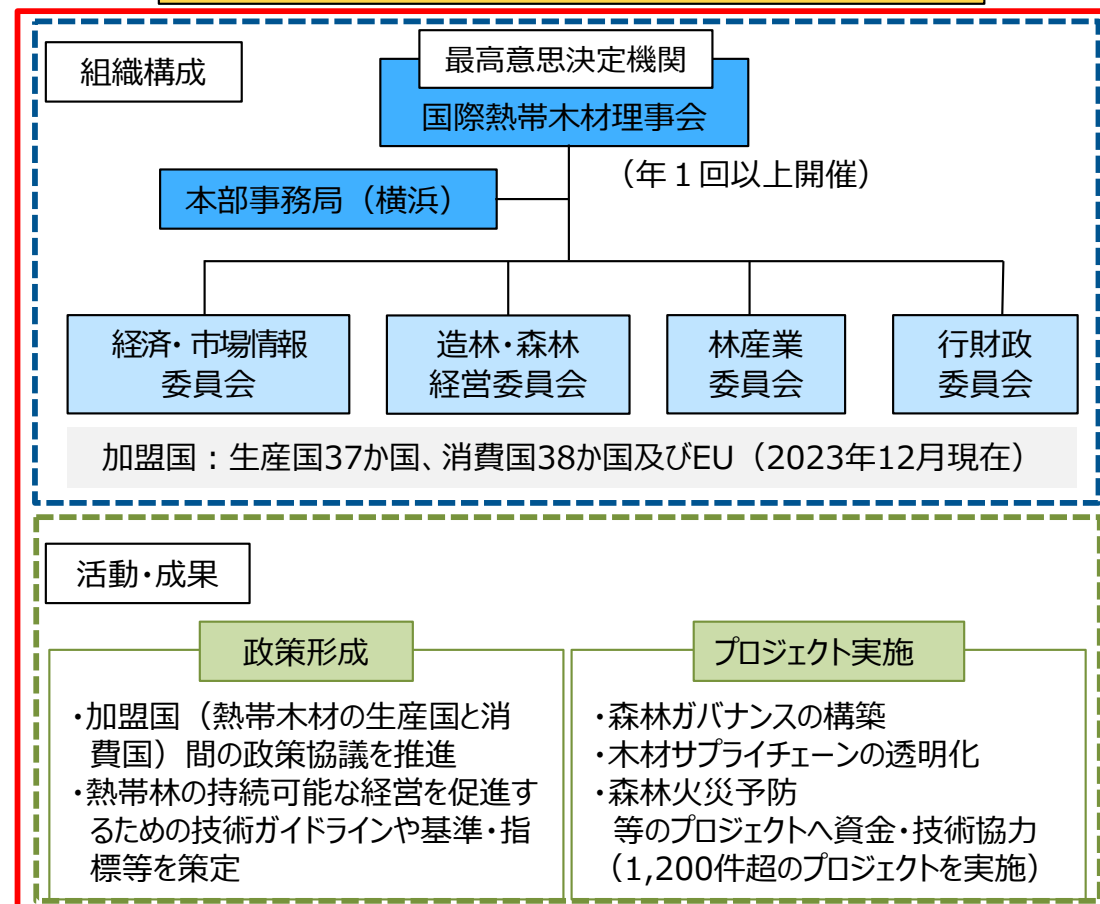
2. 事業の内容

我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「**日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定**」（1988年）に基づき、ITTOの**本部事務局設置経費**を拠出します。

<事業の流れ>



本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）林野庁木材利用課（03-3502-8063）

19-2 持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業

【令和7年度予算概算決定額 75（75）百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、**国際熱帯木材機関（ITTO）**を通じ、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「**持続可能な森林経営**」の実践及び「**持続可能な木材利用**」の推進体制の構築を支援します。これにより、食料生産等森林以外の土地利用と調和しつつ、**森林の持続性を確保**します。

<事業目標>

ITTO加盟国のうちの10か国以上において、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施。

<事業の内容>

1. 背景・課題

- ① 森林は二酸化炭素を吸収し、木材は炭素を固定することから、「**持続可能な森林経営(SFM)**」及び「**持続可能な木材利用(SWU)**」は、カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現に大きく寄与します。
- ② 他方、重要な熱帯林資源を持つ**南米やアフリカ**においては、農地拡大等による**森林以外の土地利用への転用による森林減少**が進行しています。また、生物多様性保全の世界目標である「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」との調和が望まれます。
- ③ これに対し、ITTOは、これまでの熱帯林における知見を活かし、食料生産等と調和した収益性の高い森林経営の導入や木材利用促進を担う人材の育成等、**持続可能な木材サプライチェーンを構築**することが可能です。

2. 事業の内容

- ① **我が国の経験を活用した「持続可能な木材利用」の展開支援**
40（40）百万円
G7会合等で、新たに「**持続可能な木材利用**」の重要性が確認されたことを受け、アジア・太平洋地域における**木材利用拡大プロジェクト**の展開等を支援します。
- ② **地球規模課題と地域ニーズへの対応を最適化する持続可能な熱帯林経営の実践**
35（35）百万円
南米・アフリカ等を対象に、**熱帯林の生物多様性の保全や食料生産と調和した持続可能な熱帯林経営とその利用**を支援します。

<事業イメージ>

持続可能な森林経営（SFM）

- ・持続可能な森林経営は、**生物多様性の保全や持続可能な木材利用に不可欠**。
- ・特に、南米・アフリカ等の熱帯地域においては、**地域のニーズを考慮した、合法で持続可能なサプライチェーンの構築が必要**。

持続可能な木材利用（SWU）

- ・我が国が議長国を務めた2023年G7において、**SFMに加え、新たに確認・発信**。
- ・我が国の官民連携によるSWU推進の取組の経験をもとに、主に輸出に依存してきた熱帯木材生産国を対象に、木材利用推進を支援。

**SFMとSWUをつなぐ「持続可能なサプライチェーンの構築」により、
熱帯林の保全とカーボンニュートラルを実現**

- ✓ 熱帯林を擁するグローバルサウス諸国における、地域ニーズを踏まえたSFMの確立
- ✓ SFM及びSWUの実践により、気候変動の緩和や熱帯林の生物多様性の保全等の国際目標の達成を支援
- ✓ SWUの展開により、森林資源を循環的に利用し、カーボンニュートラルを実現

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）林野庁木材利用課（03-3502-8063）

20 アジア・アフリカ地域の農民組織等の能力向上支援事業

【令和7年度予算概算決定額 27（39）百万円】

<対策のポイント>

地域経済の活性化ひいては世界の食料安全保障の確立に貢献するため、国際機関等と連携し、農民組織等の育成・強化及び生産性・品質の向上に資する人材の育成を支援します。

<事業目標>

各研修終了後の研修員のアクションプランの共有率80%、各研修修了1年後のアクションプランの実行／着手率70%以上。
(アフリカ地域及び後発開発途上国は50%以上)

<事業の内容>

課題・背景

ウクライナ情勢の影響による世界的な食料価格の高騰や気候変動による食料不足等によって、食料安全保障が重要視される中、アジア・アフリカ地域においては、食料システムや農民組織等の脆弱性などの課題を抱えている。これらの課題克服のため、農協・農民組織等の強化に取り組む人材の育成が重要となっている。

事業概要

ICAへの拠出により、以下を実施します。

- ① 農民組織に所属する研修員に対し、広く研修を実施
- ② 選考した研修員に対し、現地視察等を通じた農民組織力強化に資する人材の育成
- ③ 研修OBに対し、アンケート調査及び現地訪問によるフォローアップ指導の実施

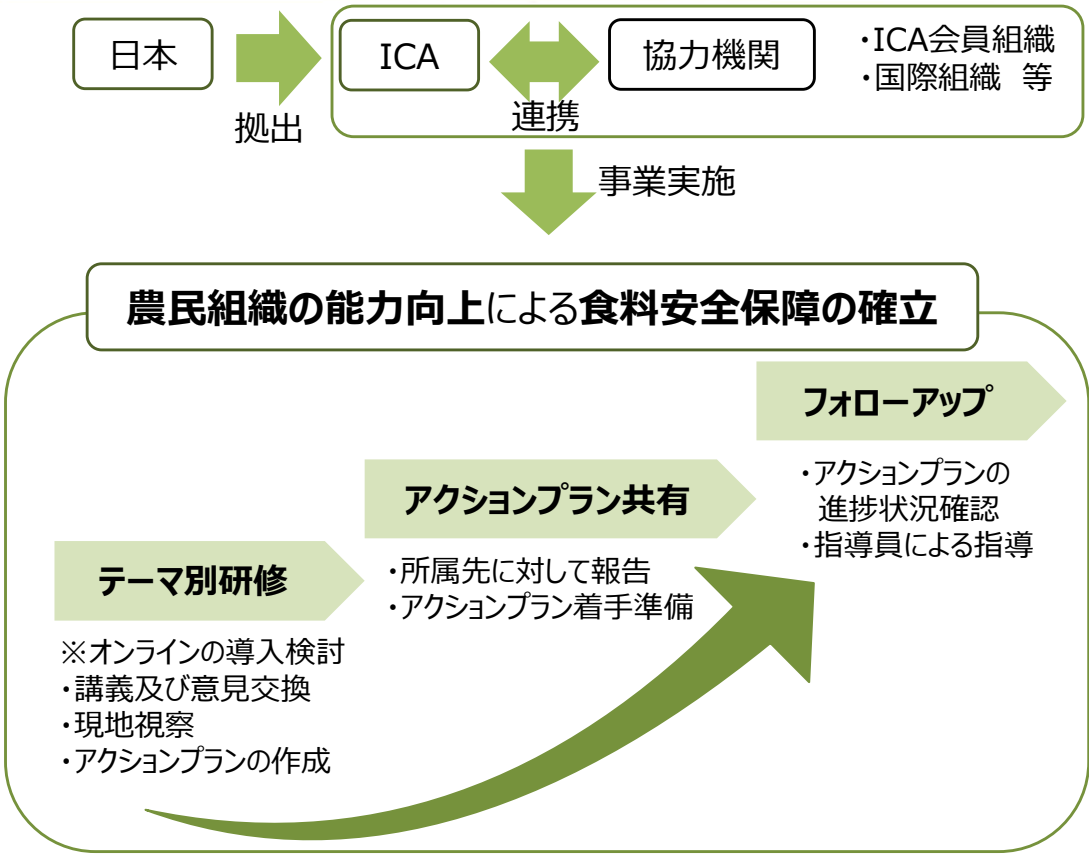
期待される効果

- 我が国が重視する国から研修員を招へいすることにより、我が国の農業政策等の周知・啓蒙を図ります。
- 農民組織人材育成を通じた地域経済の活性化により、世界の持続的な食料安全保障の確立に貢献します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3502-5930)

21 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業

【令和7年度予算概算決定額 80（33）百万円】

〈対策のポイント〉

我が国の輸出・知財戦略上重要な国において、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、植物新品種保護国際同盟（UPOV）への加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

〈事業目標〉

○今後、5か国以上がUPOVに加盟[令和10年度まで]

○保護品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施[令和10年度まで]

＜事業の内容＞

1 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

UPOV事務局によるアジア諸国等のUPOV加盟促進と品種保護制度の充実に向けた取組を支援します。

- ①新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
- ②UPOV条約に則した法整備支援
- ③UPOV e-PVPのデジタルツール活用や審査協力に向けた取組を推進

2 植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析等

UPOV事務局による海外ライセンスの成功事例などの調査や各国の品種保護制度の強化に向けた取組を支援します。

- ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析
- ②持続可能な農業に資する新品種の導入等に向けた制度整備支援

＜事業イメージ＞

国際的な品種保護の課題

- アジア諸国をはじめ、途上国では、国際水準の品種保護制度が整備されていない国が多く、我が国の優良品種の無断栽培を防止できない。
- 海外ライセンス生産等、品種の保護・活用をグローバルに進めていく必要。

事業内容

1. 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

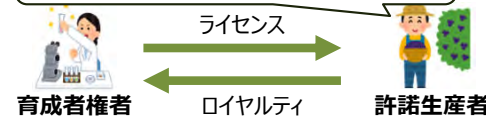
アジア諸国等のUPOV加盟に向けた取組を促進

- ・UPOV制度の役割・便益の周知啓発
- ・法制度や審査実施体制の整備
- ・UPOV e-PVP活用や審査協力の取組推進

2. ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析

優良品種のライセンス生産による農家の所得向上等の事例の調査・分析・横展開

優良品種導入による収量・所得向上、現地農業生産の発展



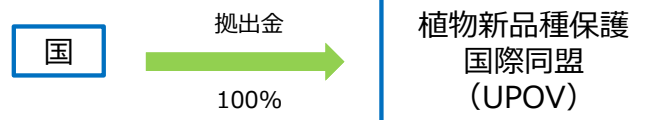
2. ②持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援

気候変動への耐性や環境負荷の低減といった特性を持つ、食料安全保障、持続可能な農業に資する品種の導入等に必要な、品種保護制度の整備や審査協力に向けた取組を支援



海外ライセンス生産に必要な国際水準の品種保護環境をグローバルに整備

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

22 メコン河流域における農業生産基盤強化推進事業

【令和7年度予算概算決定額 39（36）百万円】

<対策のポイント>

メコン河委員会（MRC）を通じて、これまで我が国が東南アジア諸国で実施してきたかんがい分野における取組を活かし、メコン河流域国に対し技術的支援を行います。また、メコン河流域国のタンパク源確保のため、魚道整備に関し、他ドナー国との国際協調案件として、我が国の知見を活かした支援を行います。

<事業目標>

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデル構築（4地区以上のプロジェクトを実施〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

2020年11月の第12回日・メコン地域諸国首脳会議にて採択された「共同声明」において、メコン河委員会との連携の必要性が強調されています。

また、これまで我が国は東南アジア諸国に対し、かんがい技術に関するガイドラインの策定及び人材育成を実施してきており、それら成果について、メコン河流域国に普及させるため、当該機関に専門家を派遣し、下記の取組を行います。

- ① 我が国が、東南アジア諸国での導入について調査検討してきた技術（ほ場整備、TM/TC（遠方制御監視装置）、施設長寿命化、ICT（情報通信技術）を活用した水管理、参加型水管理、地下かんがい等）に関し、メコン河流域国が相互に抱える課題解決のために活用可能な「技術マニュアル」を取りまとめます。
- ② 我が国が、東南アジア諸国で育成した技術者とともに、「技術マニュアル」の適用性調査・普及のため、各国で地域単位及び全国規模のワークショップを開催し、我が国の支援の成果を普及させます。
- ③ これまでにMRCによって作成された魚道整備ガイドラインに基づき、米国内務省（USDOI）及びオーストラリア国際農業研究センター（ACIAR）と連携し、新たな魚道整備の優先箇所調査を行うとともに、同ガイドラインの理解醸成のためのワークショップを行い、それを通じて人材育成を行います。

<事業の流れ>

事業実施期間：令和3年度～令和7年度



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）農村振興局設計課海外土地改良技術室（03-3595-6339）

<事業イメージ>

これまで東南アジア諸国で実施してきた取組を活かした支援

<これまで我が国が東南アジア諸国で実施してきたかんがいに関する取組>

プロジェクトを通じて実証・策定した技術マニュアル

・参加型水管理

・ほ場整備

・施設の長寿命化

・テレメータ・テレコントロールシステム

・ICTを活用した水管理（水管理省力化）

・地下かんがい

・間断かんがい etc.

人材育成（キャパシティビルディング）

MRCガイドンス



魚道整備に関する支援

前歴事業で策定された魚道整備ガイドラインを活用し、新たな魚道整備のための優先箇所調査を行います。また、同ガイドラインの理解醸成のためのワークショップを行い、それを通じた人材育成を行います。



魚道整備ガイドライン



ワークショップ

23 食料安全保障と地域発展のための地域食料システム構築支援事業

【令和7年度予算概算決定額 46(一)百万円】

- <対策のポイント>
- 本事業では、当省が国連世界食糧計画（WFP）と連携してこれまで実施してきた事業において培われたノウハウ、グッドプラクティスを分析し、「西アフリカ地域支援モデル（日本モデル）」として取りまとめ、その結果を周知・啓発することで、西アフリカ地域の食料安全保障に貢献します。また、対象地域において資機材調達を含む事業実施の知見を有する国連WFPとの連携により、日系民間企業パートナーと事業実施することで、西アフリカ進出に関心のある我が国の民間事業者が同地域に新規参入するリスクを下げ、事業展開に貢献します。
- <事業目標>
- 西アフリカ地域協力モデル（日本モデル）の策定・普及・発信により、同地域の食料システム構築に貢献し、我が国の貢献のアピールとプレゼンス向上を図る
 - 日系民間企業パートナーとの連携を通じた我が国企業の事業展開の後押しに貢献する

<事業の内容>	<事業イメージ>
食料安全保障と地域発展のための地域食料システム構築支援事業 本事業では、西アフリカ地域（セネガル）において、国連世界食糧計画（WFP）が実施する学校給食の事業との連携を念頭に、地元小規模農家に対する農業支援、食育の推進、食品調達・運営モデルの分析及び改善等を通じ、強靱で持続可能な食料システム構築を目指す。 また、これまでの事業で培われたノウハウ、グッドプラクティスを分析し取りまとめ、その中で構築された一連の支援モデルに基づいた活動を民間企業と連携して実施することにより、我が国の技術・イノベーションの国際展開や、スタートアップやベンチャー企業など日系中小企業等が、西アフリカ地域における事業展開を後押しする。 <参考：国連世界食糧計画（WFP）とは> ○ WFPは1961年に設立。2020年ノーベル平和賞受賞。 ○ 本部はローマにあり、120以上の国・地域で活動する国連機関。 ○ 日本は世界第7位の拠出国（2022年）。 ○ 主な活動内容として、①自然災害や紛争などにより深刻な食料・栄養不足にある人々への食料配布、②成長や教育を目的とした食料支援、③労働・職業訓練の対価としての食料支援、④小規模農家の生産性向上のための食料支援。 <事業の流れ> 	WFP ○ 事業成果の棚卸し（西アフリカ地域支援モデル）1998年以降、西アフリカで実施してきたこれまでの事業におけるノウハウを分析・取りまとめ、普及することで、強靱で持続可能な食料システム構築に貢献。 ○ 日系民間企業パートナーとの連携 アフリカにおける資機材調達・事業実施の知見を有する国連WFPの協働により、関心のある民間企業が新規参入するリスク・ハードルを下げ、西アフリカ地域における事業展開や実証活動を後押し 日本 拠出 パートナー機関 ・ 現地政府機関 ・ 国際機関 ・ NGO 等 協力 研修の実施 ○ 持続可能な農家の収入向上や地産地消、栄養改善への寄与 ○ 我が国民間企業等が安心して西アフリカ地域で実証活動を行うための機会を提供 ○ SDGs達成への寄与（飢餓をゼロに/栄養改善）。 ○ TICAD 9、パリ栄養サミットへ貢献（栄養改善/農業生産性向上/生計向上）。 ○ 国連食料システムサミット、東京栄養サミットのフォローアップへの貢献。 ○ 将来的な我が国企業の進出を視野に入れた基盤整備。 【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局 新興地域グループ (03-3502-5913) (2) 輸出・国際局 国際戦略グループ (03-3502-8498)

24 東南アジア地域持続的水産業推進事業

【令和7年度予算概算決定額 171（186）百万円】

<対策のポイント>

東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）が実施する地域の持続的発展や食料安全保障のための持続的水産業の推進に係る取組を支援し、ASEAN諸国との協力関係の強化を図ります。

<事業目標>

- 持続的な水産資源利用の実現のためのIUU漁業削減や漁獲データ収集改善に関する取組を実施〔2029（令和11）年度まで〕
- 持続的な養殖技術の普及に関する取組を実施〔2029（令和11）年度まで〕

<事業の内容>

1. 東南アジア共通課題対応推進事業 78（83）百万円

IUU漁業対策をはじめとする東南アジア共通の課題への対応力を強化するとともに、我が国とASEAN諸国の国際場裡における連携強化のため、寄港国措置協定の実施等を含む漁業のモニタリング・管理・監視（MCS）やトレーサビリティ制度構築などのIUU漁業対策、漁業統計・情報の収集と共有、水産物貿易等の国際的な課題に関する能力開発等の取組を支援します。

2. 東南アジア資源管理推進事業 62（68）百万円

東南アジア地域の水産資源管理を推進して持続可能な漁業を推進するため、地域の主要小型浮魚やマグロ類の資源・リスク評価の強化、海洋環境モニタリングの強化、国際的な取引規制についての議論対象とされているサメ・エイ及びウナギの管理推進、小規模漁業における地域資源の持続的利用推進に関する取組を支援します。

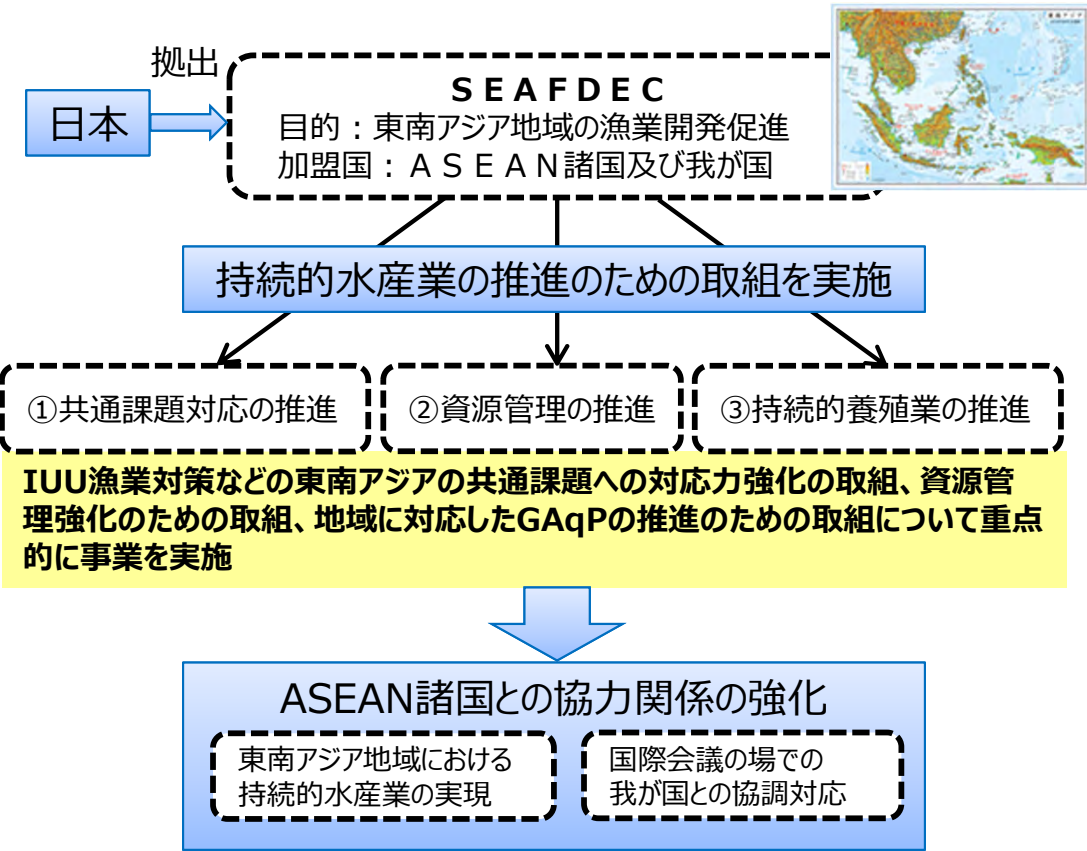
3. 東南アジア持続的養殖業推進事業 31（35）百万円

東南アジア地域の食料増産ニーズに対応しつつ持続可能な養殖業を推進するため、地域ニーズに対応した養殖魚種の魚病・衛生管理対策や魚粉代替餌料の開発など、環境・安全に配慮した養殖手法（GAqP）の推進をはじめとする取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（2）水産庁国際課（03-3503-8971）

25 ASEAN地域における強靱で持続可能な農業・食料システム構築支援事業

【令和7年度予算概算決定額 38（38）百万円】

<対策のポイント>

「日ASEANみどり協力プラン」に基づき、我が国スマート農業技術の実証・普及・展開や農業の環境負荷軽減、生産性向上に向けたキャパシティビルディングをASEAN事務局及びERIAと連携して行い、ASEAN地域における強靱で持続可能な農業及び食料システムの構築や現地の食料安全保障に貢献します。

<事業目標>

- スマート農業の実装技術数（3技術〔令和9年度まで〕）
- キャパシティビルディングを踏まえた農業取組事例（3事例〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

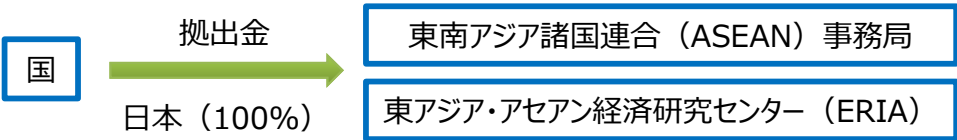
1. ASEAN地域向けスマート農業技術の実証・普及・展開（拡充）

- 2023年10月に採択された「日ASEANみどり協力プラン」に基づき、みどりの食料システム戦略を通じて我が国が培ってきた知見やスマート農業技術を同じアジア・モンスーン地域に属するASEAN地域において活用することにより、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に貢献します。
- （1）我が国の持つ技術が現地の農業環境に適用可能か、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への拠出により評価検証を行います。
 - （2）ASEAN事務局への拠出を通じて技術の現地実証を行います。
 - （3）実証の成果の普及・展開を図るため、
 - ①ASEAN各国政府向けのセミナー等を開催し、成果を情報発信します。
 - ②技術の現地適用性及び広域化を高めるため、ASEAN諸国内の研究ネットワークを有するERIAと協働し、啓蒙普及活動を実施します。

2. 農業の環境負荷軽減、生産性向上に向けたキャパシティビルディング

ASEAN地域の農家又は行政官等に対する研修や農業の専門家派遣を行い、環境負荷軽減のための農業技術や農産物の付加価値向上に向けたキャパシティビルディングを行います。

<事業の流れ>



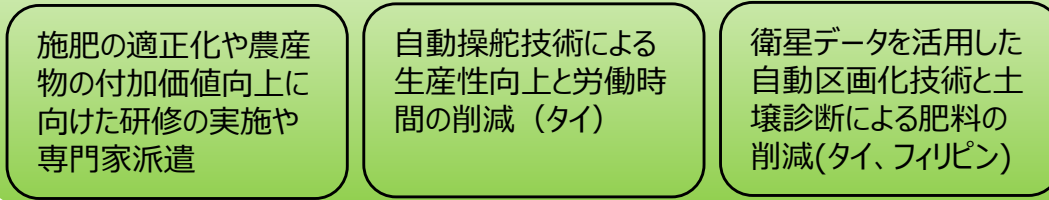
<事業イメージ>

現状と課題

- ・ASEAN地域では、農業の労働生産性が低く、環境への負荷が高い農業が展開。
- ・頻発する自然災害、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響等により、食料や肥料などの農業資材価格が上昇し、世界の食料供給に影響。
- 農業の生産性を高めつつ、農業・食料システムの持続可能性を高める必要。
- 日本とASEAN各国には高温多湿、水田・中小農家中心といった共通点。

日ASEANみどり協力プラン

- ・日本の経験：研究開発、人材育成、その他政策を通じたイノベーション
- 日本の経験を踏まえ、各国が最適な技術協力を選択



- ・ 強靱で持続可能な農業・食料システムの構築
- ・ アジア・モンスーン地域の取組モデルとして世界に発信

【お問い合わせ先】 輸出・国際局国際地域課（03-3502-8087）

26 アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和7年度予算概算決定額 48（78）百万円】

<対策のポイント>

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、**農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際化を促進**するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

<事業目標>

- 3か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を年間150人以上養成 [令和8年度まで]
- 3か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化 [令和8年度まで]

<事業の内容>

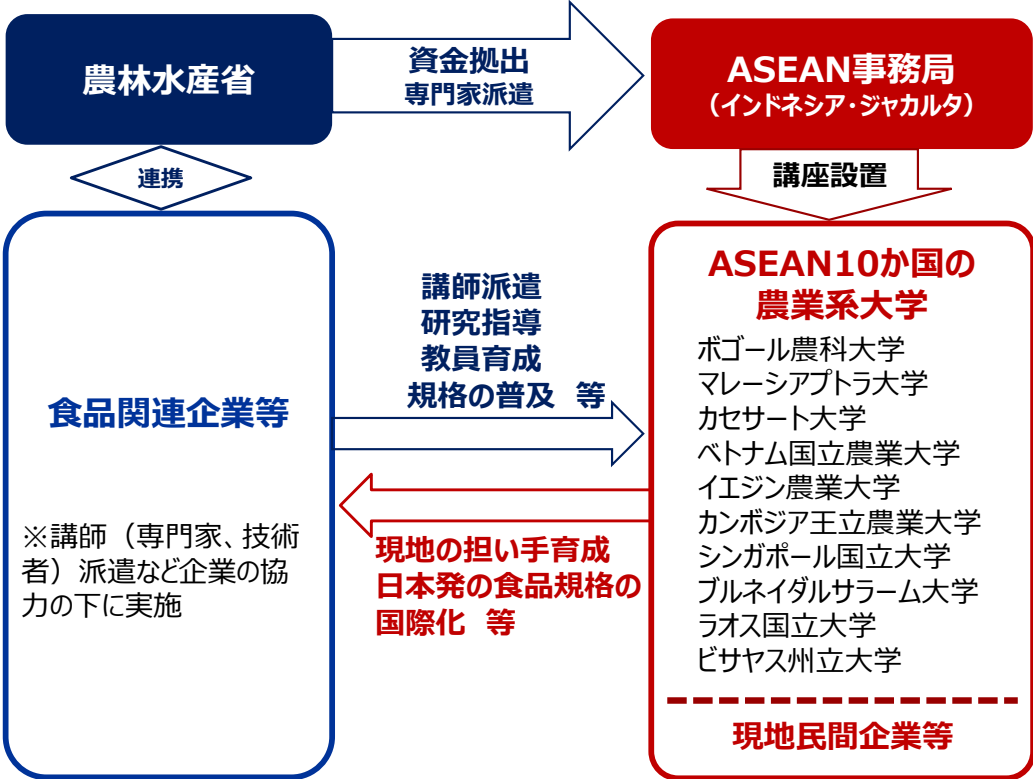
アセアン諸国の連携大学等での専門講座等の実施

- ① アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、持続可能な農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、知的財産権、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大やみどりの食料システム戦略推進に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習等を支援します。
- ② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインでつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2096)

27 アセアン食料安全保障情報の地理空間情報化支援事業

【令和7年度予算概算決定額 43（一）百万円】

<対策のポイント>

アセアン地域において、衛星データの解析による作物の作付・作柄情報の作成、統計情報と連携させた分析等の実施、視覚的に理解可能な地理空間情報化を支援し、アセアン諸国の食料安全保障体制強化に貢献します。

<事業目標>

- 令和9年度までに以下の事項を達成します。
- 衛星画像の解析によるコメの作付面積及び作柄情報を定期的に公表
 - 統計情報等の分析結果を掲載する国別ダッシュボード及び、統計情報と衛星データを連携させたGISを構築
 - 少なくとも5か国において本事業で得られた衛星データ等の知見を活用した統計情報分析レポートを定期的に行政部局に提供

<事業の内容>

1. 衛星データの解析・提供

- ① アセアン諸国において、衛星データを活用したコメの作付面積把握の実装化及び定量的な作柄把握の技術を開発し、他作物への拡大を図ります。
- ② 衛星データ等を活用した小地域（郡・市町村レベル）に係る情報を作成・提供します。

2. GIS等を用いた利便性の高い情報をAFSISから発信

- ① アセアン食料安全保障情報システム（AFSIS）のデータベースを改善します。
- ② 衛星データ解析活動で得られるデータを定期的に公表します。
- ③ AFSISホームページに国別ダッシュボードを作成します。
- ④ 統計情報と衛星画像を連携させたGISを構築します。

3. 衛星データ等を活用した各国の能力開発

本事業で実施する衛星データ解析やGIS等を活用した情報発信に係る研修を実施します。

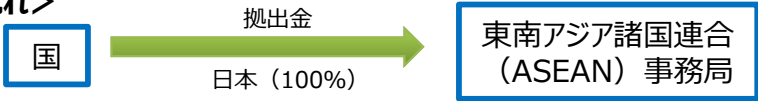


4. 事業成果の有効活用検討

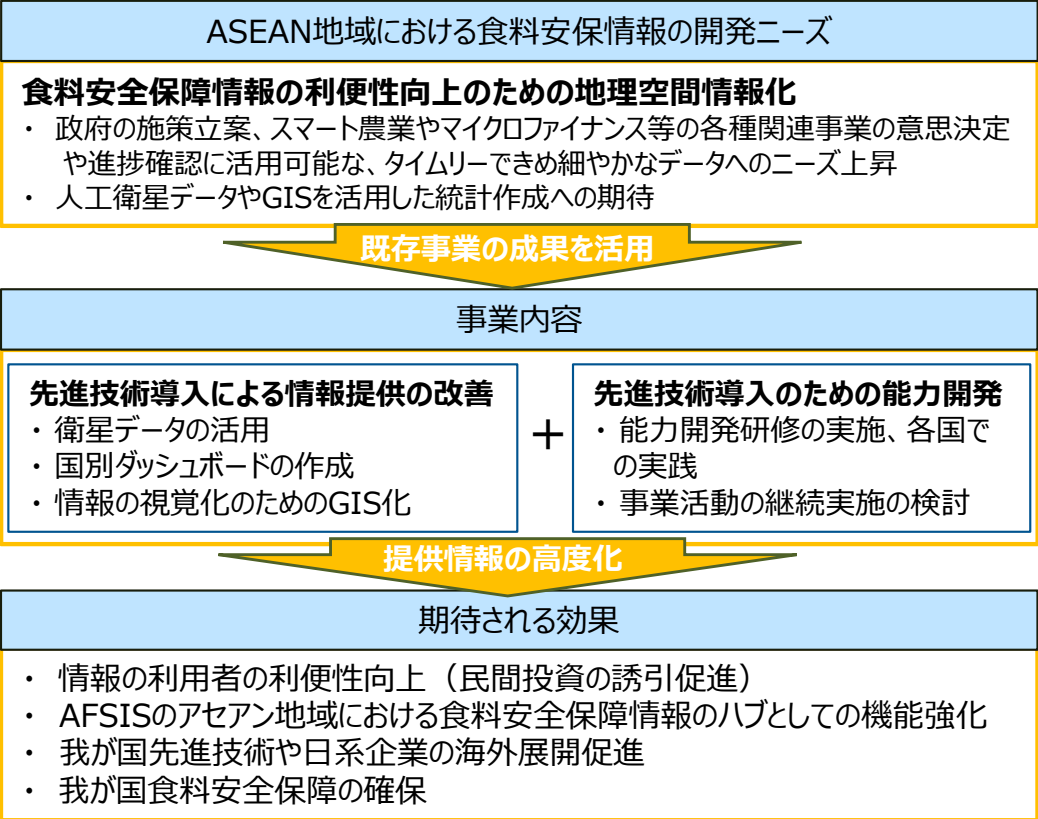
AFSIS担当官会議において、本事業の成果を共有するとともに、事業方向性や成果の継続利用に関する課題を議論します。



<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

- (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
- (2) 大臣官房統計企画管理官 (03-3502-8092)

28 カツオ・マグロ資源管理能力強化等支援事業

【令和7年度予算概算決定額 36（36）百万円】

<対策のポイント>

加盟国の資源管理能力向上のための支援を通じて、**カツオ・マグロ類等の資源管理の推進、持続的生産及び我が国への安定的な供給の確保**を目指します。

<政策目標>

地域漁業管理機関を通じてカツオ・マグロ類等資源の適切な保存管理を実現するために、WCPFCでは毎年6つ、ICCATでは毎年8個の保存管理措置を採択。

<事業の内容>

<事業イメージ>

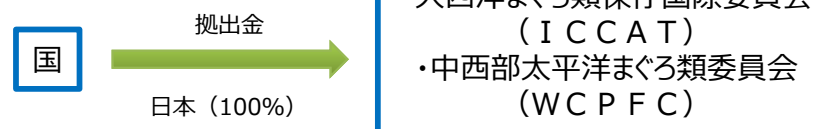
1. 大西洋カツオ・マグロ資源管理能力強化等支援事業 15（15）百万円

- 大西洋におけるカツオ・マグロやサメ類資源の管理に係る監視・取締り措置の実施に必要な人材の開発について、アフリカを中心とする沿岸途上国への支援を行うことで、資源管理能力やIUU漁業対策の更なる強化を図るほか、機器開発や技術開発等をととして日本企業の海外進出を支援します。

2. 中西部太平洋カツオ・マグロ資源管理能力強化等支援事業 22（22）百万円

- WCPFC加盟国のうちミクロネシア等の太平洋島嶼国を対象に、資源管理能力の向上等に加え、管理戦略評価（MSE）実施に対応する人材育成を行うことで、適切な資源管理が行われるよう支援を行い、我が国カツオ・マグロ類漁業者の主要漁場である中西部太平洋における資源管理の推進及びカツオ・マグロ類等の持続的生産及び安定的な供給の確保を目指します。

<事業の流れ>



○ICCAT

- ・ 沿岸途上国の行政官や養殖事業者等に対し、人工知能（AI）による養殖クロマグロの迅速かつ正確な推計手法、データ分析方法等に関する研修を実施し、資源管理能力の向上に向けた人材育成・体制構築を行います。
- ・ 資源管理の高精度化に必要な標識放流・耳石収集調査の支援を行います。



○WCPFC

- ・ 電子モニタリング（EM）により収集したデータの分析や電子報告（ER）を活用した漁獲の迅速かつ正確な報告を補助する人材の派遣など、資源管理能力の向上を目指し、人材育成・体制構築を行います。
- ・ 専門家を招いたワークショップを開催し、管理戦略評価（MSE）に関する理解促進を図ります。



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局新興地域グループ
（2）水産庁国際課

（03-3502-5913）
（03-3502-8460）

<対策のポイント>

近年の東南アジアで頻繁に発生している強大な台風や洪水等による被害に対して、被援助国のニーズに応えられるよう、政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄を実施します。また、貧困度合いの高い国における学校の授業に出席した生徒を対象とした米の持ち帰り支援や、中小規模の災害に対し柔軟かつ機動的に支援を行うプログラムを実施します。

<政策目標>

- 東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援するアセアン+ 3 緊急米備蓄（アプター）の取組を推進することで、食料安全保障の強化及び貧困の撲滅に貢献するとともに、地域における我が国のプレゼンスの維持・向上を図る（これまで我が国は、協定発効後、計 7,852トンの政府米等を提供した）。

<事業の内容>

<背景>

- 2012年 7 月、アセアン+3緊急米備蓄（アプター）協定が発効しました。
- 我が国は、被災国に対する政府備蓄米等の拠出により、各国から高い評価を受けています。
- また首脳会議等の場において、我が国より食料安全保障分野での貢献を強く発信しています。

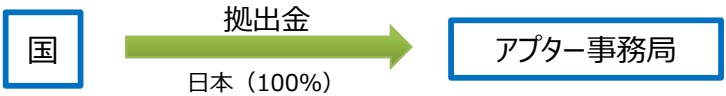
1. アプター協定に基づく資金の拠出 11（10）百万円

- アプター協定に基づく運営経費に対する義務的な拠出を行います。

2. 現物備蓄事業 84（85）百万円

- 台風や洪水等の緊急時に備える仕組みとして、政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄を確実に実施します。
また、現物備蓄事業で保管した米を学校の授業に出席した生徒を対象として配布する持ち帰り支援や、中小規模の災害に対し柔軟かつ機動的に支援するための備蓄拠点の設置を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<支援の流れ>



<支援イメージ>

- 現物（現金）備蓄
台風や洪水等の災害時の初期対応として、予め被援助国に備蓄された政府米等を放出します。
これまでの実績
(1) 現物備蓄 計6,312 トン（パイロット・プロジェクト以降 8,371トン）
（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー）
(2) 現金備蓄 計1,540 トン（パイロット・プロジェクト以降 2,067トン）
（インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピン）
- 申告（イヤマーク）備蓄
2018年10月、アプター協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名しました（10,000トン。2024年10月に再延長）。



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 農産局農産政策部貿易業務課 (03-6744-1387)